

難病法における「指定医療機関」及び「難病指定医」、「協力難病指定医」について

< R元. 5 長崎県医師会 >

1. 指定医療機関と難病指定医等との関係は？

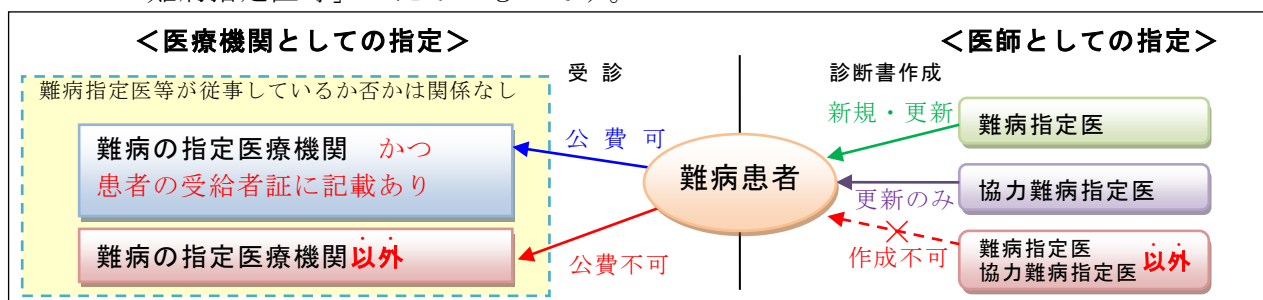
難病法における「指定医療機関」とは、患者さんの受給者証提示によって公費負担医療を行うことが出来る医療機関のことで、「指定医療機関」になるためには都道府県に申請を行い、指定（更新6年）を受ける必要があります。

医療機関が指定を受ければ、公費負担医療が可能となりますが、その医療機関に従事する医師は、「難病指定医」又は「協力難病指定医」であるか否かは関係ありません。

※ただし、公費による治療を行うためには、患者自身が指定医療機関を県に申請している必要があります。

一方、「難病指定医」、「協力難病指定医」は、患者さんの難病認定に必要な診断書（臨床調査個人票）の作成を行うことが出来る医師を申請に基づき指定するものです。

※本会が県の委託を受け開催している『難病指定医等研修会』は、研修受講が必要な「難病指定医等」のためのものです。



2. 難病指定医、協力難病指定医とは？

(1) 指定医には「難病指定医」と「協力難病指定医」があり、「難病指定医」は難病の臨床調査個人票について”新規・更新”いずれの診断書も記載が可能ですが、「協力難病指定医」は”更新”のみ記載可能となっています。

(2) この内「難病指定医」の要件は、診断又は治療の5年以上の経験に加え、

①国が定める学会の専門医資格を有していること（指定後は42Sで始まる指定番号）もしくは、

②都道府県が実施する研修修了していること（指定後は42Tで始まる指定番号）が必要です。

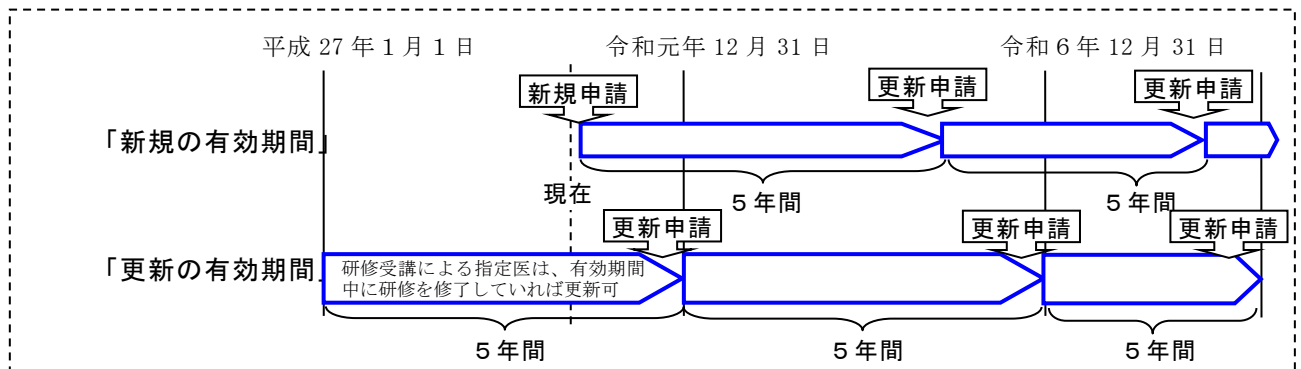
(3) 「協力難病指定医」指定後は42Cで始まる指定番号）も診断又は治療の5年以上の経験に加え、都道府県が行う研修（1～2時間程度）の修了が要件となります。

(4) 何れの指定医も有効期間は5年で、5年毎の更新制となっています。

(5) 更新については、42Sの場合は、更新時点で国が定めた専門医であること、42T又は42Cの場合は、有効期間中に研修を受講した上で、有効期間中に更新申請を行うことが必要となっています。

	要件	新規の認定の際に必要な診断書の作成	更新の認定の際に必要な診断書の作成
(1) 難病指定医	①診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること。 ②診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。※6時間程度の研修	○	○
(2) 協力難病指定医	③診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修を修了していること。 ※1～2時間程度の研修	×	○

【更新関係】



- ※1：更新申請をするためには、国の定める専門医(42S)で指定医となっている場合は、更新時点で専門医であることが必要。それ以外の研修受講による指定医(42T)は有効期間中の研修修了が必要。
- 2：国の定める専門医として指定の場合で、更新時点で専門医でない場合や、協力難病指定医となる場合は、研修受講の上、新たに申請が必要です。
- 3：「42T」の指定医で令和元年12月31日までに有効期間の方は、有効期間中に全員研修は修了されているので今回の受講は必須ではありません。(更新後の次の5年間で受講が必要) 令和元年6月30日(日)の受講が必須となるのは、※2の場合か、新規指定希望の方と考えられます。受講が必要か否か不明の場合は、県医師会事務局までお問い合わせ下さい。
- 4：令和元年12月31日までに有効期間とする方の更新手続きは9月中旬以降実施。県からの個別通知はございませんのでご注意下さい。

【指定医等別の受講の必要性の具体的な例】

各指定医とも、指定から5年毎の更新申請は必要です。

(1) 国が定める専門医資格を有するものとして申請し、「難病指定医」の指定を受けている場合

- ・専門医資格による指定は、指定番号が「42S」で始まります。
- ・『難病指定医等研修会』の受講は不要です。
- ・現在のところ、国が定める専門医資格を有している限りは、研修受講の必要性はありません。(指定書に”研修受講が必要”な旨記載がありますが、受講は不要です。)

(2) 国が定める専門医資格を有しており、新規で「難病指定医」の指定を受けたい場合

- ・受講は不要です。
- ・専門医資格を証明する書面等必要書類を添え指定申請を行った後、指定されます。

(3)一定の研修を受講して「難病指定医」の指定を受けている場合

- ・研修を受講しての指定は、指定番号が「42T」で始まります。
- ・次の更新時（5年目）までは、『難病指定医等研修会』の受講は不要です。
- ・更新後の次の5年間（6～10年目）の指定期間の内に一度は難病指定医等研修会の受講が必要です。（更新時点で指定期間中の研修受講が必要なため。）

その受講証明を持って、その次の指定更新（10年目）を行います。（11年目以降も、同様に5年毎に更新、その間に一度は受講という流れになります。）

(4)現在、指定を受けていない、又は、「難病指定医」だが、更新の診断書しか記載しないので「協力難病指定医」になりたい場合。

- ・42Tの方は研修受講は不要ですが、以前受講された修了小を添付し、改めて「協力難病指定医」の申請が必要です。
- ・新規の場合も同様、講義Aのみ受講し、その後申請が必要です。

【国が定める専門医】

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本胸部外科学会		日本専門医機構	病理専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医		臨床検査専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本血管外科学会			救急科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医		形成外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医		リハビリテーション科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医		消化器病専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医		循環器専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		呼吸器専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医 周産期（母体・胎児）専門医		血液専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医		糖尿病専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医		腎臓専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医		肝臓専門医
日本病理学会	病理専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医		アレルギー専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本手外科学会	手外科専門医		感染症専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医		老年病専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本脊髄脊髄病学会	集中治療専門医		神経内科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本集中治療医学会	総合内科専門医 小児科専門医		消化器外科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医				呼吸器外科専門医
日本循環器学会	循環器専門医				心臓血管外科専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医				小児外科専門医
日本血液学会	血液専門医				リウマチ専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医				小児循環器専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医				小児神経専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医				小児血液・がん専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医				周産期専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医				婦人科腫瘍専門医
日本感染症学会	感染症専門医				生殖医療専門医
日本老年医学会	老年病専門医				頭頸部がん専門医
日本神経学会	神経内科専門医				放射線治療専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医				放射線診断専門医
日本胸部外科学会	胸部外科専門医				手外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医				脊椎脊髄外科専門医
					集中治療専門医